静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年6月13日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 静岡市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年静岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報 (同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報 (同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。)をいう。)の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条及び第8条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。